電気通信大学IR推進規程

平成29年 1月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)において実施するインスティテューショナル・リサーチ(以下「IR」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、IRとは、本学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析し、学内の意思決定や改善活動の支援、外部に対する説明責任を果たす活動をいう。 (IR推進体制)
- 第3条 本学におけるIR推進体制は、次の各号に掲げる者及び組織をもって構成し、当該各号に定めるところによりIR関係業務を推進する責務を負うものとする。
 - (1) 学長 本学における I R推進の取り組みを総括する。
 - (2) IR室 全学的なIRに関する企画、立案及び取りまとめを行う。
 - (3) I R専門員 I R室及び学内の関連部署と連携し、本学における I Rの取り組みを 推進する。
- 2 前項第3号のIR専門員は、学内の関連部署ごとに学長が指名する。 (その他)
- 第4条 この規程に定めるもののほか、IRの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。